

官民連携型登山道保全整備事業実施要領

(目的)

第1条 安全な登山には、道標と登山道の適切な保全整備が必要であり、加えて、登山道の荒廃に起因する植生枯死を防ぐことも登山道保全の目的の一つである。本事業は、登山道の保全整備に高い知見を持っている NPO 法人飯豊朝日を愛する会（以下「専門家」という。）に現地への派遣依頼を行い、依頼者が協働で現地にて保全作業を行うことで、登山道の補修とともに適切な保全方法を習得するもの。

(事業の対象者)

第2条 当事業の対象者は次のとおりとする。

- (1) 県や市町村からの管理委託で登山道保全を行っている山形県内の団体
- (2) 任意で登山道の保全活動を行っている山形県内の山岳会等
- (3) 登山道保全に関わっている県内市町村

(専門家派遣の申請)

第3条 専門家の派遣を受けようとする者は、現地補修箇所的位置図と現況写真を添えて、派遣申請書（様式1）を県に提出するものとする。

(専門家派遣依頼)

第4条 県は、派遣申請を受理した場合、その内容を審査し、日程調整のうえ派遣依頼書（様式2）により専門家に派遣依頼をするものとする。

(専門家派遣経費)

第5条 専門家の派遣に係る旅費及び謝礼は県の負担とする。ただし、申請者が専門家と協働で現地保全作業を行う場合に限る。

(申請受付期間)

第6条 申請受付期間は当該年度の受付開始から6月末までとする。

(実施日の決定)

第7条 県は、派遣実施日が決定したときは、申請者に対し、派遣決定通知書（様式3）により通知するものとする。

(その他)

第8条 派遣申請が予算の範囲を超えた場合、又は専門家の業務多忙時期によっては、申請に応じられないこともある。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。